



新潟県報

発行 新潟県

第 20 号

平成30年3月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 234 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 235 保安林の指定予定（治山課）
- 236 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 237 換地処分（農地整備課）
- 238 公共測量の終了通知（監理課）
- 239 公共測量の終了通知（監理課）
- 240 道路の区域変更（道路管理課）
- 241 道路の供用開始（道路管理課）
- 242 道路の区域変更（道路管理課）
- 243 道路の供用開始（道路管理課）
- 244 道路の区域変更（道路管理課）
- 245 道路の供用開始（道路管理課）
- 246 道路の区域変更（道路管理課）
- 247 道路の供用開始（道路管理課）
- 248 道路の区域変更（道路管理課）
- 249 道路の供用開始（道路管理課）
- 250 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 保安林指定予定通知のあて先人不分明（治山課）
- 平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課）
- 特定調達契約の落札者等（営繕課）

告 示

◎新潟県告示第234号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-（4-フルオロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド（通称名：4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl）及びその塩類
- (2) N-（4-クロロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド（通称名：4Cl-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl）及びその塩類
- (3) N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド（通称名：Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF-F）及びその塩類

- (4) N－（2－メトキシベンジル）－N－メチル－1－（4－メチルフェニル）プロパン－2－アミン（通称名：4－MMA－NBOMe）及びその塩類
- (5) 1－（3，5－ジメトキシ－4－プロポキシフェニル）プロパン－2－アミン（通称名：3C－P）及びその塩類
- 2 失効の理由
当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。
- 3 失効年月日
平成30年3月10日
- 4 罰則の適用
条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県五泉市大蔵字大沢3685、3686、3692から3695まで、4337、4338
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び五泉市役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市及び妙高市の一部を受益地域とする県営広島地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年3月14日から平成30年4月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
上越市役所及び妙高市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知

った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第237号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、十日町市を地域とする県営農業用排水施設整備・区画整理(中山間地域総合整備)事業清津里山地区(七川換地区)に係る換地処分をした。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第238号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 地盤沈下変動調査(水準測量図作成)
- 2 作業期間 平成29年6月29日から平成30年2月20日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

◎新潟県告示第239号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成29年1月20日から平成29年5月31日まで
- 3 作業地域 糸魚川市大町一丁目、大町二丁目、本町

◎新潟県告示第240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遅場見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市葎谷字釜ヶ沢1876番22から	新	5.8~15.8メートル	75.8メートル
同市葎谷字釜ヶ沢1876番4まで	旧	5.8~15.0メートル	75.7メートル

◎新潟県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 遅場見附線
- 2 供用開始の区間
長岡市葎谷字釜ヶ沢1876番22から同市葎谷字釜ヶ沢1876番4まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 3月13日

◎新潟県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遅場見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市葎谷字朴平2802番1から	新	11.8～15.0メートル	48.2メートル
同市葎谷字朴平2004番1まで	旧	11.8～15.0メートル	48.2メートル

◎新潟県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 遅場見附線
- 2 供用開始の区間
長岡市葎谷字朴平2802番1から同市葎谷字朴平2004番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 3月13日

◎新潟県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
-----	------	-----------	-----

十日町市中条甲2064番7から	新	12.0～29.4メートル	364.7メートル
同市中条己3089番6まで	旧	10.6～26.4メートル	364.7メートル

◎新潟県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
十日町市中条甲2064番7から同市中条己3089番6まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月13日

◎新潟県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条己2941番1から	新	8.6～13.7メートル	152.4メートル
同市中条己2932番2まで	旧	8.6～9.1メートル	152.4メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道252号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条己2932番2から	新	8.6～13.7メートル	152.4メートル
同市中条己2941番1まで	旧	8.6～9.1メートル	152.4メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道117号と重用

◎新潟県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
十日町市中条己2941番1から同市中条己2932番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 3月13日

◎新潟県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越高田インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字下馬場字北田243番2から	新	9.5～19.2メートル	697.8メートル
同市大字小滝字下前田486番まで	旧	7.0～18.0メートル	697.9メートル

備考 路線の重用
 全区間県道後谷黒田上越妙高停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田上越妙高停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字小滝字下前田486番から	新	9.5～19.2メートル	697.8メートル
同市大字下馬場字北田243番2まで	旧	7.0～18.0メートル	697.9メートル

備考 路線の重用
 全区間県道上越高田インター線と重用

◎新潟県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 上越高田インター線
- 2 供用開始の区間
上越市大字下馬場字北田243番2から同市大字小滝字下前田486番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月13日

◎新潟県告示第250号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年3月13日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成30年3月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
北蒲原郡聖籠町大字蓮野字上古川 2584番1の内	5.00	28.56

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 （仮称）ラ・ムー燕店
所在地 燕市吉田東栄町73番4 外
設置者 大黒天物産株式会社 ほか1者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成29年10月31日
- 3 意見の概要
 - (1) 燕市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
平成30年3月13日から平成30年4月13日まで

保安林指定予定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する五泉市役所に掲示する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 所在の不明な者の氏名

目黒仁平次 目黒清八 熊倉兼藏 上田栄次郎 高内弥五郎 酒井政吉 目黒国一郎 目黒末吉 酒井市治
目黒金四郎 酒井求吾 目黒栄五郎 目黒竹三郎 目黒帛市 目黒庄次郎 酒井一三次 目黒富太郎 目黒喜
三郎 竹内清七 酒井寅次 目黒新吾 仁平健次郎 山田清二 目黒賢一 熊倉與一 本多清作 熊倉トメ
片桐四郎吉 五十嵐求一郎 相沢平太郎 上田栄次郎 目黒富太郎 佐藤平三郎 目黒末松 目黒佐五兵衛
目黒寅次

2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から、平成30年2月21日付け28林整治第2232号で保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、森林法第30条の規定により通知する。
- (2) 保安林予定森林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、平成30年3月13日付け県告示第235号による。

平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する新潟県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 二級建築士試験

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

平成30年7月1日（日）

午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成30年9月9日（日）

午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

ア 学科の試験

新潟工科専門学校

新潟市中央区長潟2丁目1番4号

長岡造形大学

長岡市千秋4丁目197番地

上越人材ハイスクール

上越市高土町3丁目1番15号

イ 設計製図の試験

新潟工科専門学校

新潟市中央区長潟2丁目1番4号

長岡造形大学

長岡市千秋4丁目197番地

2 木造建築士試験

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

平成30年7月22日（日）

午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成30年10月14日（日）

午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

ア 学科の試験

朱鷺メッセ

新潟市中央区万代島6番1号

- イ 設計製図の試験
新潟工科専門学校
新潟市中央区長潟2丁目1番4号

3 受験申込書の配布

(1) 郵送による配布

ア 請求期間

平成30年3月26日(月)午前10時から平成30年4月6日(金)午後5時まで

イ 配布期間

平成30年4月2日(月)から平成30年4月13日(金)(着払いにより郵送する。)

ウ 郵送費用

受験申込書の郵送費用は、請求者の負担とし、配達の際に支払うこと。(396円程度)

エ 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページによる請求は、必要な事項を入力し、インターネットにより請求すること。

FAXによる請求は、氏名、送付先住所、電話番号、請求する受験申込書の試験種別(二級又は木造)及び申込区分(「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」)を必ず明記し、次の宛先に請求すること。

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係 (FAX: 042-628-3550)

(2) 受付窓口における配布

ア 配布期間

平成30年4月2日(月)から平成30年4月23日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

イ 配布時間

午前9時30分から午後5時(ただし、平成30年4月23日(月)は午後4時)まで

ウ 配布場所

一般社団法人新潟県建築士会

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階

4 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の(ア)又は(イ)に該当する者に限り行うことができる。

(ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成29年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

(イ) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

イ 受付期間

平成30年4月2日(月)から平成30年4月16日(月)まで

ウ 申込方法及び郵送

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効。)に、必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成30年4月9日(月)午前10時から平成30年4月16日(月)午後4時まで

イ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

- ア 受付期間
平成30年4月19日(木)から平成30年4月23日(月)まで
- イ 受付時間
午前10時から午後5時まで
- ウ 受付場所
一般社団法人新潟県建築士会
新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階
- エ 申込書の受付
上記ウの受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出したものについて行う。
- 5 合格者の発表
平成30年12月6日(木)頃に発表する。
なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成30年8月21日(火)頃、木造建築士試験においては平成30年9月4日(火)頃に発表する。
- 6 設計製図の試験の課題
平成30年6月6日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人新潟県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- 7 その他
この試験に関する問合せは、以下にすること。
郵便番号950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階
一般社団法人新潟県建築士会(電話025-378-5666)

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量
県央基幹病院実施設計業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県土木部都市局営繕課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成30年2月14日
- 6 契約者の氏名及び住所
県央基幹病院 佐藤総合計画・基設計 設計共同体
東京都墨田区横網二丁目10番12号
- 7 契約価格
200,880,000円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号